

道路運送法第9条第4項に掲げる協議について

- 山形県地域公共交通計画において、地域全体として維持すべき路線として位置付けるものについては、運賃も含めたサービス内容を、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとしています（「協議運賃」の設定）。
 - 今般、すでに協議運賃となっている下記系統を運行する事業者から、運賃改定についての申し出があり、その変更にあたっては道路運送法第9条第4項に基づき、本協議会において協議が必要となるもの。
- ※ 本協議会で協議が調った際は、各事業者に協議済証明書を交付します。

1 対象路線及び改定内容

番号	系統	事業者	改定内容
1	山形市役所(六角・荒砥)長井線	山交バス(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行 360 円までの運賃 →30 円増加 ・ 現行 370～420 円まで →20 円増加 ・ 現行 430～490 円まで →10 円増加 ※番号2は、山形県内乗降分のみ適用 ※番号3及び4は、山形市内乗降分のみ適用
2	新庄(東根・作並)仙台		
3	山形(月山口)鶴岡 山形(月山口・湯殿山口)鶴岡	庄内交通(株)	
	鶴岡(月山口)山形 鶴岡－山形		
4	酒田(エスモール)山形 酒田－山形		

【備考】こども料金、障がい手帳割引、定期券割引の考え方についての変更はないため、改定後の運賃を踏まえての金額となる。また、回数券についても変更はない。

2 適用する期間

令和6年4月1日から

3 協議事由

燃料費高騰や資材等の物価高等の影響により輸送コストが増加する環境が続いており、その一方で、新型コロナウイルス感染症の流行以降、バス利用状況は回復傾向にあるものの、必要な運賃収入を確保するまでには至っておらず、今後も安全・安心で持続可能な輸送サービスを提供し、地域の移動を支えるためにも運賃改定を実施するもの。

